

# 岐阜県公報

## 目次

第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域の指定	(環境企画課)	一
指定猟法禁止区域の指定	(同)	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	二
休猟区の指定	(同)	四
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	五

号外(一) 平成三十年十月二十六日

## 告示

岐阜県告示第五百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域  
西洞休猟区及び芦倉・天狗山休猟区の一部
- 二 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

岐阜県告示第五百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定猟法の種類

一 鳥獣保護区の名称及び区域		二 銃及びわなを使用する方法 指定猟法禁止区域の名称及び区域		三 指定猟法禁止区域の存続期間	
名称	区域	名称	区域	指定期間	
榑洞畜産センター周辺鳥獣保護区 榑洞畜産センター周辺鳥獣保護区	岐阜市榑洞地内の戸石川に架かる新田橋左岸を起点とし、同所から市道打越榑洞線を北進し市道鈴道二号との交点に至り、同所から同市道を見通す榑線を北西進し岩田山頂に至り、同所から榑線を北西進し須ヶ洞山頂に至り、同所から榑線を北東進し県道安食栗野線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道榑子田一号との交点に至り、同所から眉山三角点(二二一・三メートル)を見通す榑線を南進し同三角点に至り、同所から起点を見通す榑線を西進し起点に至る線により囲まれた区域	岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市(旧可児市の区域に限る)、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町及び笠松町、揖斐郡揖斐川町及び大野町、本巣郡北方町並びに加茂郡坂祝町及び富加町	岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市(旧可児市の区域に限る)、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町及び笠松町、揖斐郡揖斐川町及び大野町、本巣郡北方町並びに加茂郡坂祝町及び富加町	平成三十年十一月一日から平成三十年十一月十四日まで	
上会津鳥獣保護区	郡上市大和町内ヶ谷地内の龜尾島川右岸と、同市大和町内ヶ谷と同市八幡町相生との境界との交点を起点とし、同所から同境界				
大杉鳥獣保護区	郡上市白鳥町石徹白地内の島谷と石徹白川左岸との交点を起点とし、同所から同河川左岸を北進し母御石谷との交点に至り、同所から同谷を北東進し郡上市と高山市との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し島谷との交点(丸山三角点)に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域			平成三十年十一月一日から平成三十年十一月十四日まで	
喜多緑地鳥獣保護区	中台鳥獣保護区	喜多緑地鳥獣保護区	大杉鳥獣保護区	喜多緑地鳥獣保護区	喜多緑地公園の区域
富士見台鳥獣保護区	信貴山鳥獣保護区	富士見台鳥獣保護区	大杉鳥獣保護区	喜多緑地鳥獣保護区	喜多緑地公園の区域
下呂市小川地内の国道四十一号(下呂バイパス)と小川谷との交点を起点とし、同所から同国道を西北進し阿多野谷との交点に至り、同所から同谷を北東進し同市森字大洞と同市森字三木檜との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進した後西進し同字と同市森字下垣内との境界との交点に至り、同所から同境界を西進した後東南進し同字と同市森字籬林との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進した後南進し同字と同市森字下シヤとの境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し同市森字平との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同字と同市森字崩れとの境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し小川谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	下呂市金山町弓掛地内の県道金山明宝線と同市字弓掛と同市金山町字中合との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南西進し三角点(八七六・九メートル)を経て、同市と郡上市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	中津川市神坂地内の湯舟沢国有林二二二二二林班た及びび、二二二三四林班に、イ、口及びび八、二二二三五林班ほ及びび、二二二三八の林班は及びび、二二二三九林班ろ、に、ほ、へ及びび、二二二四〇林班ろ、と及びび並びに二二二四一林班ろ及びびの各小班の区域	郡上市白鳥町石徹白地内の島谷と石徹白川左岸との交点を起点とし、同所から同河川左岸を北進し母御石谷との交点に至り、同所から同谷を北東進し郡上市と高山市との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し島谷との交点(丸山三角点)に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	平成三十年十一月一日から平成三十年十一月十四日まで	
金山湖鳥獣保護区	下呂市金山町大字岩瀬地内の県道金山明宝線と岩屋ダム堰堤との交点を起点とし、同所から同堰堤を西進し市道岩屋細越線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道細越狭間線との交点に				

岐阜県知事 古田 肇

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県告示第五百三十号

段・位山鳥獣保護区	高山市一之宮町苅安地内の林道タナ平線と県道宮萩原線との交点を起点とし、同所から同市一之宮町苅安と同町字常泉寺との境界を東進し同町字苅安と同市久々野町無数河との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同市の市有林と私有林との境界との交点に至り、同所から同境界を西進した後西南進し林道苅安線との交点に至り、同所から同林道を南西進し同林道と同町字長橋との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し位山登山道との交点に至り、同所から同登山道を北東進し同登山道とモンデウス飛騨位山スノーパークとの境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し林道タナ平線との交点に至り、同所から同林道を東進し起点に至る線により囲まれた区域	歩み山鳥獣保護区	高山市国府町広瀬町地内のJR東海高山本線と市道広瀬三日町線との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し県道国府見座線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道今線との交点に至り、同所から同市道を東南進し中部北陸自然歩道(今村峠)との交点に至り、同所から同自然歩道を東南進し林道今村線との交点に至り、同所から同林道を東南進し市道上広瀬線との交点に至り、同所から同市道を西進した後南進しJR東海高山本線との交点に至り、同所から同本線を西北進し起点に至る線に囲まれた区域	安国寺鳥獣保護区	至り、同所から同市道を北進し同市道終点と私道との交点に至り、同所から同私道を北東進し市道狭間菅原線との交点に至り、同所から同市道を北進し林道弓掛谷線との交点に至り、同所から同林道を西北進し弓掛川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北東進し市道弓掛線(長淵橋西詰)との交点に至り、同所から同市道を東進し県道金山明宝線との交点に至り、同所から同県道を南進し馬瀬川右岸(馬瀬大橋北詰)に至り、同所から同河川右岸を東進した後北進し西村ダム堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東進し県道下山名丸線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道金山明宝線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	金木戸鳥獣保護区	高山市上宝町に所在する国有林二〇八〇林班から二〇八二林班
-----------	--	----------	--	----------	---	----------	------------------------------

<p>護区</p> <p>まで、二〇八七林班、二〇九〇林班から二〇九五林班まで及び二〇九七林班から二〇九九林班までの各林班並びに二〇八三林班、二〇八四林班、二〇八五林班、二〇八六林班、二〇八七林班、二〇八八林班、二〇八九林班及び二〇九六林班、二〇九七林班、二〇九八林班、二〇九九林班の各小班の区域</p>	<p>二 鳥獣保護区の存続期間</p> <p>平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>	<p>名 称</p> <p>椿洞畜産センター周辺鳥獣保護区</p> <p>指 定 区 分</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、トビ、キジ、キジバトをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>上会津鳥獣保護区</p> <p>指 定 区 分</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、暖地性植物や寒地性植物が入り交じった多様な植物相からなる地域であり、ニホンカモシカ、カモシカ、ツキノワグマ、ヤマドリ、キジをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>大杉鳥獣保護区</p> <p>指 定 区 分</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、ブナ、ミズナラ、トチ等の落葉広葉樹林が広がる地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、フクロウ、アカゲラをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>喜多緑地公園保護区</p> <p>指 定 区 分</p> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、スギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹、コナラ、ヤマザクラ、ツブラジイ等の広葉樹が生育し、湿地環境も見られる丘陵地の公園で、自然とのふれあいや鳥類の観察に適しており、ホオジロ、ヤマガラ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>富士見台鳥獣保護区</p> <p>指 定 区 分</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、アカマツ、スギ、ヒノキといった針葉樹林とコナラ、ヤマザクラ等の広葉樹林が混在して分布する林相の変化に富んだ地域であり、コノハズク、アカシヨウビン、ビンズイといった</p>
--	--	---	--	--	--	--

信貴山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	樹林性の鳥類など、様々な種類の鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図る。
中合鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ナラ類、クリ等の広葉樹のほか、スギ、ヒノキの人工林が分布する地域であり、ヤマドリ、キジ、タヌキ、キツネをはじめとする多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
金山湖鳥獣保護区	集団渡来地の保護区	当該地域は、ガン、カモ類等の渡り鳥が集団渡来する地域となっており、多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
段・位山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ナラ類、クリの広葉樹林を中心として、ヒノキやアカマツが混在する地域であり、シジュウカラ、ヤマガラ、ツキノワグマをはじめとする多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
歩み山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林やナラ類、クリ等の広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリなど多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
安国寺鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、スギ、ヒノキ、落葉広葉樹など林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリなど多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
金木戸鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ハイマツ群落やシラビソやオオシラビソの亜高山帯針葉樹林が原生的な状態で残る地域であり、ライチョウ、サンショウウクイ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多様な

<p>岐阜県告示第五百三十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十年十月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇</p>		<p>鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>一 休猟区の名称及び区域</p>	<p>西洞休猟区</p> <p>郡上市高鷲町西洞地内の国道一五六号と中村谷との交点を起点とし、同所から同谷を北西進し旧西ノ野林道との交点に至り、同所から同林道を東進し市道下野新線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道西洞ひるがの線との交点に至り、同所から同市道を北進し吹谷との交点（長良川源流碑）に至り、同所から同谷を西北進し同谷と白山国立公園との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し三角点（一、二五六・三メートル）を経て南東進し同登山道口に至り、同所から約二〇〇メートル南西進し林道下ノ吹線との交点に至り、同所から同林道を南東進し市道せんまい二号との交点に至り、同所から同市道を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	
<p>芦倉・天狗山休猟区</p>	<p>郡上市白鳥町地内の県道石徹白前谷線と松峠大日ヶ岳登山道との交点を起点とし、同所から同県道を北西進した後北進し朝日添川との交点（白山中居神社）に至り、同所から同河川を東進し白山中居神社を経て朝日添川を東進し高山市との境界との交点（天狗山山頂）に至り、同所から同境界を南進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を南西進し水後山三角点（一、五八・五メートル）を経て起点に至る線により囲まれた区域</p>	

二 休猟区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

岐阜県告示第五百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 禁止する特定猟具の種類  
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
<p>長良川北部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>岐阜市黒野地内の市道惣門口一号と市道古市場黒野線との交点を起点とし、同所から市道古市場黒野線を北進し市道古市場石谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道黒野二四号との交点に至り、同所から同市道を東進し伊自良川右岸堤防に至り、同川に架かる問屋橋を渡り市道鷺山城田寺線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三本松七号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道城田寺五号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道正木城田寺線との交点に至り、同所から同市道を南進し鳥羽川に架かる正城橋を渡り同川左岸堤防上に至り、同所から同堤防を北東進し市道岩崎一八号との交点に至り、同所から同市道を北進し岐阜市と山県市との境界に至り、同所から同境界を東進し市道太郎丸諏訪知之道線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三輪中八九号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道関本線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道川島三輪線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道福富溝口線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道溝口下白金線との交点に至り、同所から同県道を東進し長良川に架かる岐関大橋に</p>
<p>各務原市中部特定猟具使用禁止区域</p>	<p>各務原市神置町地内の県道下中屋笠松線と同市と羽島郡笠松町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北進し同市と羽島郡岐南町との境界に至り、同所から同境界を北進し同市と岐阜市との境界に至り、同所から同境界を北進し県道岐阜南大野線の轟川に架かる日野橋を経て同境界を東進し県道川島三輪線との交点に至り、同所から同県道を南進し岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を東進し市道蘇北三九号との交点に至り、同所から同市道を南進し新境川に架かる天王橋に至り、同所から同川右岸を東南進し東泉橋に至り、同所から市道蘇北五五九号を東進し県道江南関線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道長森各務原線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道各三八四号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道各二六一号との交点に至り、同所から同市道を北進し芋ヶ瀬池端地内の薬王院に至り、同所から東に向かつて伸びる稜線を東進し愛宕山二六八メートル及び八木山二九七メートルを経て大安寺北の市道鷺七八二七号と市道鷺七八二七号との交点に至り、同所から市道鷺七八二七号を南進し市道鷺五六四号との交点に至り、同所から同市道を北東進し林道東洞線との交点に至り、同所から同林道を北東進</p>

<p>本嶽南部特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>し各務原市と加茂郡坂祝町との境界に至り、同所から同境界を東南進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から同境界を南西進し犬山橋、ライン大橋、愛岐大橋、河田橋及び渡橋を経て羽島郡笠松町と各務原市との境界に至り、同所から同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>本嶽山内特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>本嶽市山内地区の東山本嶽線と市道山口一六号との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道山口中央線との交点に至り、同所から同市道を東進しスボミ谷川との交点に至り、同所から同河川を東進し国道一五七号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道法林寺線との交点に至り、同所から同市道を東進した後南進し市道辻屋上新村線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道宝珠線との交点に至り、同所から同市道を北進し本嶽市と岐阜市との境界に至り、同所から同境界を南進し舟木山の三角点(一一六・五メートル)に至り、同所から同境界を南東進し岐阜市と本嶽郡北方町との境界に至り、同所から同境界を西進した後南進し同町と同町と瑞穂市との境界に至り、同所から同境界を西進し根尾川左岸道路との交点に至り、同所から同道路を北進し県道山本嶽線との交点に至り、同所から同道路を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>南ノ池特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>海津市海津町江東地内の南ノ池(水面)一帯の区域</p>	<p>こぎろ池特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>海津市海津町江東地内の市道一 一三八四号線と市道三 七〇四号線との交点を起点とし、同所から市道一 一三八四号線を南進し市道三 七〇七号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道三 七〇七号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道三 七二七号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道三 七〇四号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>藤古川水源池 特定猟具使用 禁止区域</p> <p>不破郡関ヶ原町大字藤古川下地内の藤古川水源池(浄水場の敷地を含み、藤古川ダムから藤古川と中島ため池から流下する小川との合流地点までの区域をいう。)一帯の区域</p>	<p>明神の森特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>J R東海道本線と町道東町・大高線との交点を起点とし、同所から同町道を西進し町道秋葉・陣場野線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道瑞竜二号線との交点に至り、同所から同町道を西進し大栗毛橋と大栗毛川との交点に至り、同所から同川沿いに北進し大栗毛水源池の堰堤に至り、同所から同堰堤を横断し</p>
<p>大野北部特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>関ヶ原町大字関ヶ原字大栗毛と字小栗毛の字界に至り、同所から同字界を後線沿いに北進し町道明神平線との交点に至り、同所から同町道の終点に至り、同所から更に同町大字関ヶ原字小栗毛と字合川との字界を西進し字合川四〇八二 一と四〇八二 二との地番界に至り、同所から同地番界を北進し地番四〇八二 一と四〇八二 二と四〇七九 一との地番界にある小谷に至り、同所から小谷沿いに北進し町道大高・明神線に至り、同所から同町道を北進し揖斐川町と関ヶ原町との境界に至り、同所から同境界を東進し揖斐川町と垂井町と関ヶ原町との境界に至り、同所から垂井町と関ヶ原町との境界を南進し関ヶ原町大字関ヶ原字大栗毛と字熊谷との字界に至り、同所から同字界を南進し字大栗毛と字熊谷と字林谷との字界に至り、同所から同字界を南進しJ R東海道本線との交点に至り、同所から東海道本線を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>揖斐郡大野町牛洞地内の県道中之元古川線と町道牛洞坂線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し揖斐川町の境界に至り、同所から同境界を北東進し県道深坂大野線との交点(花立峠)を経て、根尾川右岸堤防(のり先)との交点に至り、同所から同堤防を東進した後南進し県道岐阜大野線との交点(大野橋西詰)に至り、同所から同県道を横断し更に南進した後大字上秋折橋と県道三〇三号線との交点に至り、同所から同県道を東進し揖斐郡大野町と本嶽市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同市数屋と同市屋井との境界との交点に至り、同所から大字下方字堤外境界を西進し根尾川右岸堤防(のり先)に至り、同所から同堤防を南進し真大橋西詰に至り、同所から県道北方真正大野線を横断し、更に南進し根尾川大橋西詰と県道岐阜関ヶ原線との交点に至り、同所から同県道を西進し三水川右岸堤防のり先との交点に至り、同所から同堤防を北進した後西進し県道中之元古川線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>中島特定 猟具使用禁止 区域</p> <p>美濃市極楽寺地内の県道岐阜美濃線と市道横越笠神線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道横越大矢田線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道前野横越線に移り、更に同市道を北進し市道上条下渡線との交点に至り、同所から同市道を東進し下渡橋を渡り市道美濃一五四号との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道下渡金屋街道線に移り、更に同市道を南進した後東進し市道六反志摩線との交点に至り、同所から同市道を南進し余取新橋を渡り西進した後南進し市道生櫛一号との交点に至る線により囲まれた区域</p>			



平成三十年十月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社